

2015 みどろ水土里ネットいわて の概要



『農業・農村のセーフティーネットを目指して』

岩手県土地改良事業団体連合会

沿革

戦後、国の政策による食糧増産政策に沿って、耕地整理、土地改良事業の啓発及び推進を図るため、昭和3年に本会の前身である「岩手県耕地協会」が設立されました。

その後、土地改良法の制定に伴い、昭和27年「岩手県土地改良協会」に名称を改称し、昭和32年の同法改正後、昭和33年4月25日に現在の法人「岩手県土地改良事業団体連合会」として設立認可(農林省指令33農地第1469号)を受け、今日に至っております。

目的

会員の行う土地改良事業に関する技術的指導・支援、教育・情報提供、調査・研究等によって土地改良事業の適切な実施と会員の効率的な運営の確保を図ることを目的としております。また、国・県の行う事業に対する協力も行っております。

性格

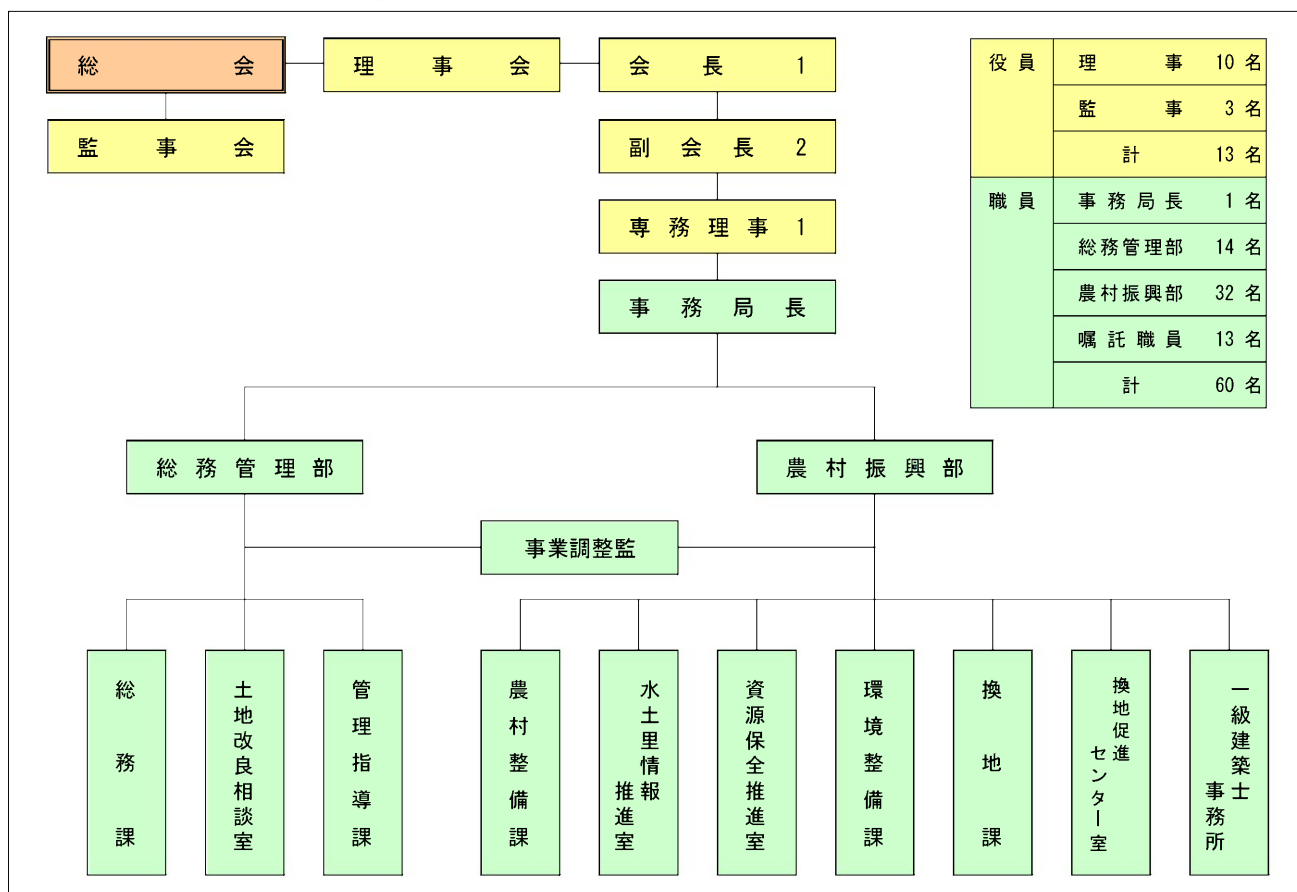
土地改良事業団体連合会(以下「連合会」)は、その名称が示すように、土地改良事業を行う団体(市町村・土地改良区等)の協同組織(連合会)として「土地改良法」に基づき設立された団体です。

土地改良事業を行う事業主体では、事務・技術職員を充実させ、事業及び運営に必要な情報資料の収集、事業の促進、予算の確保、土地改良施設の維持管理など多岐に亘る業務執行が求められます。

これらの複雑化する問題を解決するために、土地改良事業施行団体が、自らの協同組織として設立した団体です。

連合会は、土地改良法により法人とされておりますが、その目的や事業内容、組織形態等から広義の公法人とされており、税法上からも非課税団体となっております。

事務組織



会員の状況

平成27年4月現在で、県内全33市町村と45土地改良区が加入しています。

業務内容

1 会員の行う農業農村整備事業に関する技術的な指導その他の援助

- ① 農業農村整備事業にかかる測量・調査、設計・積算等の受託をはじめとする技術的な協力や支援
- ② 災害復旧事業に関する支援
- ③ 土地改良施設の管理に関する技術的な診断、指導
- ④ 土地改良施設維持管理適正化事業に関する支援
- ⑤ 換地業務等に関する指導援助
- ⑥ 農道台帳の作成並びに管理報告に関する指導
- ⑦ 農業集落排水施設の維持管理に関する指導援助
- ⑧ 農業水利施設利用小水力等発電導入促進事業に関する支援

2 農業農村整備事業に関する教育及び情報の提供

- ① 広報紙「岩手県の土地改良」の発行と、「土地連からのお知らせ」による情報提供
- ② 農業農村整備事業の推進のための情報提供
- ③ 21世紀土地改良区創造運動への支援
- ④ 農業土木技術者に対する講習会、技術研修会の開催
- ⑤ 会員役職員並びに土地改良関係者に対する研修会、説明会等の開催

3 農業農村整備事業に関する調査及び研究

- ① 国及び県から依頼される事項
- ② 会員及び全国水土里ネット、その他関係団体から依頼される事項
- ③ 農業農村整備事業にかかる新たな施策に関する調査研究
- ④ 農業農村整備事業に関する法令、諸制度に関する事項

4 国又は県の行う農業農村整備事業に対する協力

- ① 農業農村整備事業にかかる測量・調査設計・積算等の受託による技術的な協力
- ② 災害復旧事業に関する支援

5 土地改良事業調査設計事業等促進の金融改善

- ① 農家負担金軽減支援対策事業に関する事項
- ② 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業に関する事項
- ③ 土地改良事業融通資金に関する事項

6 農業農村整備事業の推進の活動

- ① 農業農村整備事業推進のための政策提案、要請活動の実施
- ② 多面的機能支払の法定化に伴う、市町村事務への支援
- ③ 水土里情報システムを活用したハザードマップ等、国土強靱化に関する事業
- ④ 被災土地改良区復興支援事業
- ⑤ 関連団体への人材育成のための派遣
- ⑥ 日本型直接支払制度の普及、広報と活動支援
- ⑦ 優良団体、事業功績者の表彰、または推薦
- ⑧ 岩手県議会農業農村整備推進議員クラブへの活動支援
- ⑨ 地域土地改良区連絡協議会組織等への支援
- ⑩ 岩手県農村防災・災害対応支援連絡会への協力
- ⑪ 農地中間管理事業への協力
- ⑫ その他必要な事業

業務紹介目次

(1) 維持管理計画書について	P 3
(2) 適正化事業について	P 5
(3) 小水力等再生可能エネルギーについて	P 7
(4) 多面的機能支払交付金について	P 9
(5) 換地・確定測量について	P 13
(6) 水土里情報システムについて	P 15
(7) 農業集落排水事業について	P 19
(8) 災害査定業務について	P 21
(9) ほ場整備事業調査計画業務について	P 23
(10) ため池調査・氾濫解析業務について	P 25

業務紹介

(1) 維持管理計画書について

維持管理計画書の作成をサポートします。

1. 維持管理計画書のメリットは？

①施設の維持管理が容易になる

②施設管理の一元化が図れる

③施設の長寿命化が図れる

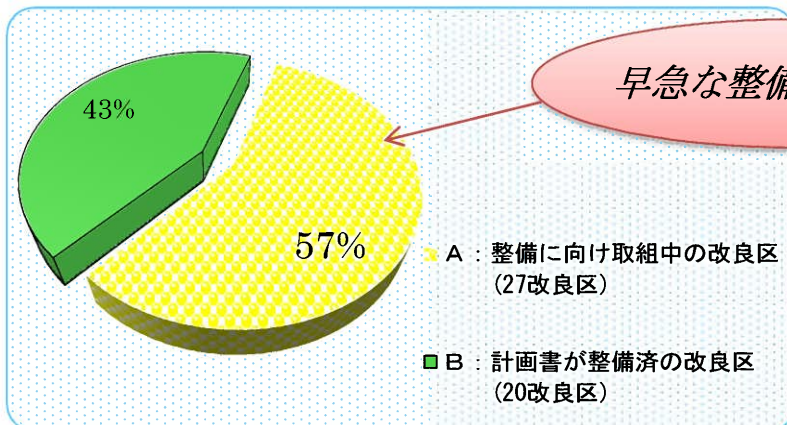
④賦課金の根拠が明確になり、徴収事務が簡素化される

維持管理計画書は、土地改良法により整備が義務づけられており、土地改良区が行う施設の維持管理や賦課金の徴収根拠を明らかにする、最も重要なものです。

このため、土地改良区は維持管理の実態に即した維持管理計画書を策定し、法令の定める手続によって適性確保を図る必要があります。

2. 維持管理計画書の整備状況は？

県内の整備状況は次のとおりとなっています。



土地改良法によって作成が義務付けられており、県では作成を強く指導しています。

3. 維持管理計画書の作成方法は？

資料収集

現地調査



かんがい施設位置図



用(排)水系統図



〇〇土地改良区
維持管理計画書

番号	水路名	延長 (m)	通水量 (m ³ /s)	勾配	構造	断面			主要 構造物	受益面積	維持管理 の方法	新設年又は 更新年	備考
						底幅	側法 勾配	深さ					
1	〇〇排水路	2,560	0.918	1/200	コンクリート	1.2	0	0.9	HP600	12.5	土地改良区	S54	

4. さまざまなニーズに合わせた内容を提案します。

ケース1：計画書の図面のみ整備したい。

作業分担

作業項目	改良区	土地連
資料の収集・整理	○	
現地調査(道路・用排水)	○	
管理図作成		○
添付図面作成		○
維持管理計画書作成	○	

添付図面の内容

1. 土地改良区域位置図
2. かんがい施設（用水路を含む）の位置及び受益地域を記載した図面
3. 排水施設（排水路を含む）の位置及び受益地域を記載した図面
4. 用水・排水系統図
5. 農道等その他施設位置、受益地域図

ケース2：管理図や台帳作成と合わせて、段階的に維持管理計画書を整備したい。

作業工程(イメージ)

作業項目	1年目	2年目	3年目
資料の収集・整理	■		
現地調査(道路・用排水)		■	
管理図作成		■	
添付図面作成			■
維持管理計画書作成			■

5. 整備に係る費用は？

整備費用については、面積、施設延長の他、既存資料がどの程度あるかによって異なります。

また、不足する情報について土地改良区が独自調査をすることなどにより費用の軽減が図られます。

【委託費用の目安(受益面積 500ha の場合)】

ケース		ケース1	ケース2	ケース3
項目	現地調査から維持管理計画の作成まですべてを委託する場合	事業成績書等の既存資料により現地調査が不要となる場合	既存の水土里情報図面データを利用する場合	
	作業項目	<ul style="list-style-type: none"> 資料の収集整理 現地調査(受益面積1/3=166ha) 添付図面作成 維持管理計画書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 資料の収集整理 添付図面作成 維持管理計画書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 資料の収集整理 添付図面作成(編集のみ) 維持管理計画書の作成
費用	維持管理計画書作成	2,560千円	1,670千円	1,159千円
	添付図面作成	1,160千円	1,160千円	661千円
	計	3,720千円	2,830千円	1,820千円

維持管理計画書の作成について、お気軽に御相談ください。

【管理指導課：TEL 019-631-3202】

(2)適正化事業について

土地改良施設の計画的な整備をサポートします。

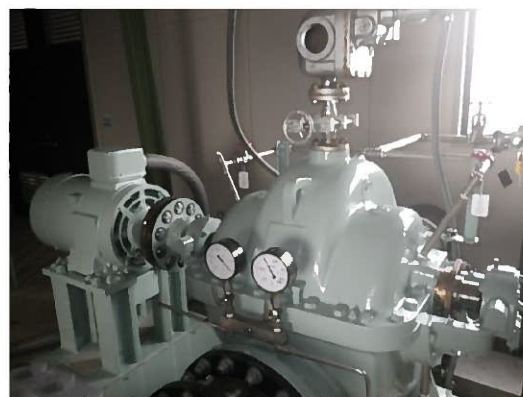
1. 適正化事業とは？

土地改良施設の機能低下の防止、機能回復等のため、定期的に行う必要のあるポンプ・モーターのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、機械等の部品交換、その他の整備補修に対して助成が受けられる制度です。

この事業の仕組みは、一般の補助事業とは異なり、**5年間均一に経費の一部（事業費の30%）を積み立て、決められた年度に整備補修を実施**することになります。



『整備補修前』



『整備補修後』

2. 加入対象施設

- ・ 団体営規模以上の土地改良事業により造成された土地改良施設。
- ・ 1施設当たりの整備補修費が、200万円以上。
- ・ 県土連で実施している施設診断（水土保全強化対策事業による土地改良施設管理指導事業）を受けることが必須。

3. 事業費負担と助成の流れ

事業費拠出金

事業主体は、5年間で加入事業費の30%を拠出金として負担します。

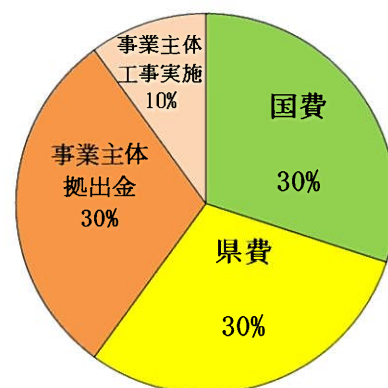
単年度の負担は6%となります(30%÷5年)。

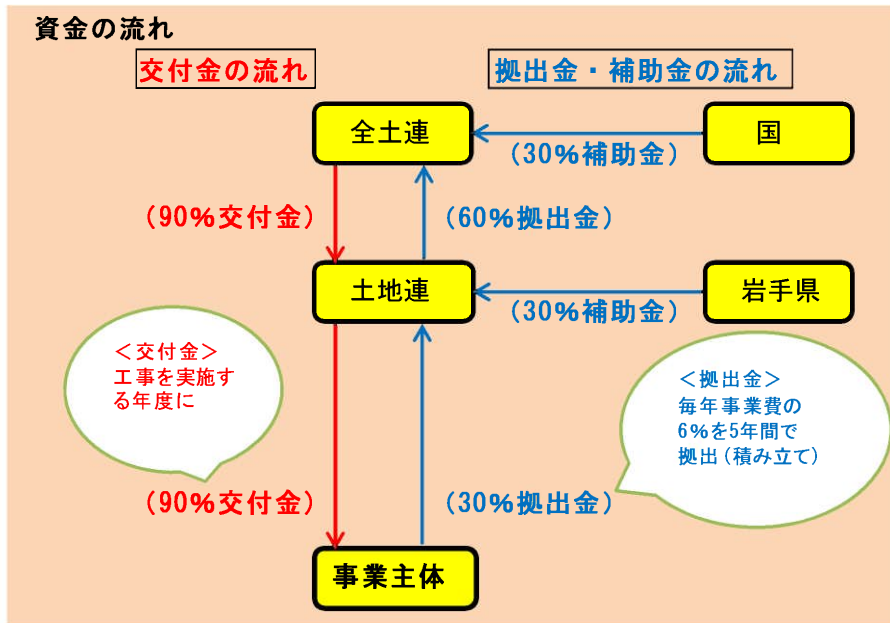
工事実施時

工事を実施する年度に加入事業費の90%の額が、全土連から県土連を通じて事業主体に交付されます。残りの10%に相当する額は、事業主体が調達することになります。また、その10%に相当する額は、株式会社日本政策金融公庫の融資が受けられます。

※加入事業費とは別に、事務費として加入事業費の1.5%を負担していただきます。

単年度の負担は0.3%となります(1.5%÷5年)。

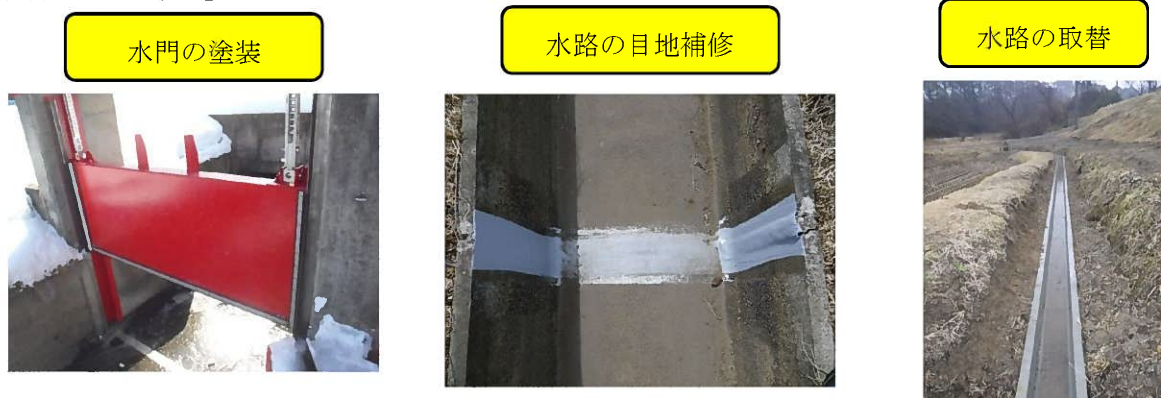




4. 適正化事業での整備補修実施の例示

対象施設	整備補修実施例
揚・排水機場	①揚・排水機や原動機の分解、補修、一部更新 ②電気系統や地盤沈下等による基礎、建屋、フェンス等の補修
ダム・頭首工及び樋(水)門	①門扉、開閉装置の塗装、補修 ②門扉のワイヤーロープ、水密ゴム等の交換 ③巻上機、電気系統、観測、通信通報用施設、防塵ネット、エプロン、水叩部、護岸、操作室建屋、フェンス等の整備補修
ため池	①取水ゲート、土砂吐ゲート、開閉装置の塗装、補修 ②堤体、電気系統、観測、通信通報用施設、防塵ネット、操作室建屋、フェンス等の整備補修 ③堆積土砂の浚渫
用排水路	①護岸、床張、分水工、落差工、除塵装置、フェンス等の補修 ②1路線の一部につき、土水路をコンクリート水路、柵渠にする改修 ③浚渫であって、数年間隔で堆積土砂の除去を機械力で行うもの
流木処理用設備等	①自動巻上除塵機、バースクリーン等の流木処理施設の補修 ②防塵ネットの補修

【 整備補修実施後 】



適正化事業について、お気軽に御相談ください。

【 管理指導課：TEL 019-631-3202 】

(3)小水力等再生可能エネルギーについて

小水力等再生可能エネルギーの活用施設導入に向けた取組みをサポートします。

1. これまでの背景は？

平成 23 年 10 月から、発電電力の売電収入を土地改良施設全体の維持管理費に充当できるよう、制度が見直されております。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が平成 24 年 7 月から施行され、固定価格買取制度に基づき決定された固定単価で、一定期間買取されることになっております。

2. 助成制度は？

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成内容・条件	備考
1. ソフト事業（農林水産省）					
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	小水力・太陽光等発電施設	都道府県、市町村、協議会、土地改良区等	定額	●調査設計、協議会の取組み等への支援 ●土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導の取組みを支援	基本設計は1/2補助
農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）	小水力発電施設	都道府県、市町村、土地改良区等	1/2	●小水力発電施設設置に係る経済性の検討	
2. ハード事業（農林水産省）					
農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業	小水力発電施設	都道府県、市町村、土地改良区等	1/2ほか	●土地改良施設、農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設に電力を供給する発電施設を整備 ●小水力発電整備事業計画が作成されていること	
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち自然・資源活用施設	小水力・太陽光等発電施設	都道府県、市町村、土地改良区等	1/2ほか	●農林水産業に係る共同利用施設に電力を供給する発電施設を整備 ●活性化計画への位置付けが必要	
3. ハード事業（岩手県）					
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	小水力発電施設	市町村、土地改良区等	設置費の25%以内	●モデル的な発電設備の設置に要する費用について、その一部を助成する ●発電事業の採算性が確認され、土地改良施設の維持管理費が軽減されることが確実と見込まれる施設	H25～H27年度まで

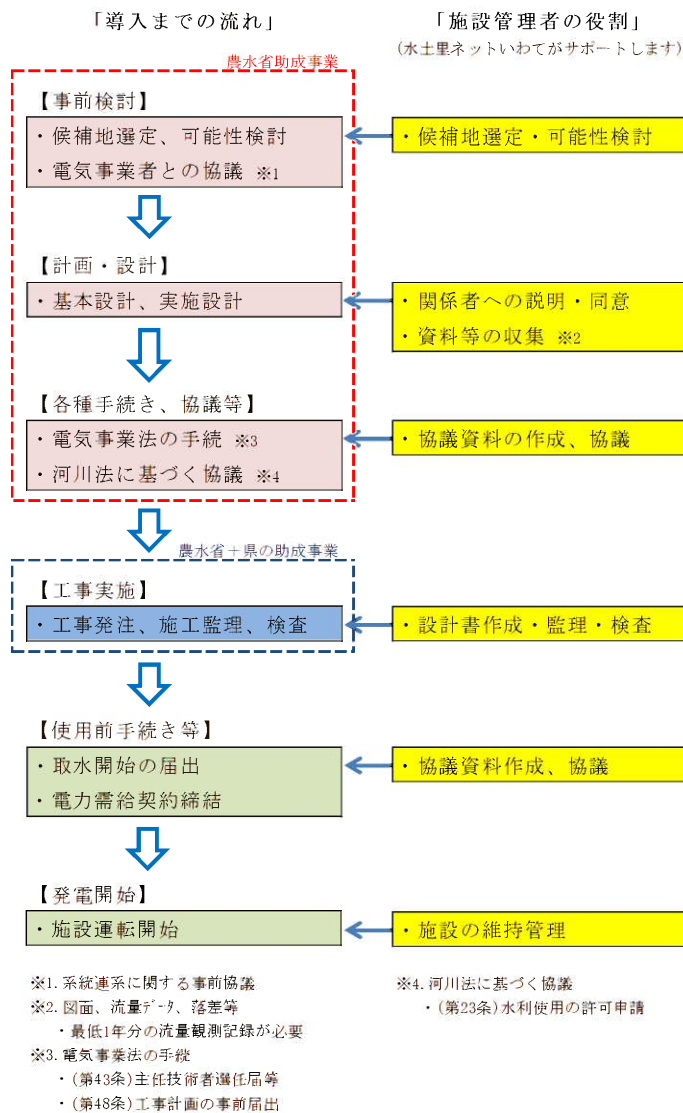
3. 維持管理は？

設置された発電施設には電気事業法 43 条に基づき「電気主任技術者」の選任が義務付けられていますが、各土地改良区で有資格者の確保が困難な場合は、「みなし設置者」や「兼任」の制度を活用し、『水土里ネットいわて』の有資格者を選任することができます。これによって、発電設備の適切な維持及び運用などの保安監督支援を行います。



水土里ネットいわて発電所(太陽光) PR 看板

4. 発電施設導入までの流れは？



大志田ダム発電所
(管理主体：馬淵川沿岸土地改良区、最大出力 810kW)



明治百年記念公園発電所
(管理主体：八幡平市、最大出力 9.9kW)



照井発電所
(管理主体：照井土地改良区、最大出力 50kW)



水土里ネットいわて発電所
(管理主体：水土里ネットいわて、最大出力 47.5kW)

水土里ネットいわてでは、省エネ・省CO2を図ると共に、会員への太陽光発電設備導入に向けた普及・推進を目指すことを目的に、太陽光発電設備を土地改良会館屋上に設置し、平成26年4月から発電を開始しております。

※発電出力 47.5kW，計画発電量 52,403kWh/年

H26年度実績値 55,443kWh(計画比 105.7%)

岩手県農業水利施設小水力等発電推進協議会

(事務局：岩手県農林水産部農村計画課、水土里ネットいわて)

協議会では、担当者会議及び各種情報提供に加え、平成26年度から小水力等発電設備の設置や、管理運営に資する研修会及び専門技術者による指導等を、農林水産省のソフト補助事業を活用して実施することとしております。(市町村・土地改良区会員数：67団体 H27.3月現在)

小水力等再生可能エネルギー導入について、お気軽に御相談ください。

【環境整備課：TEL 019-631-3204】

(4) 多面的機能支払交付金について

農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮の地域活動を支援します。

1. 多面的機能支払交付金の法制化

地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組を支援するため、「農地・水保全管理支払交付金」は平成 19 年度に創設され、平成 24 年度以降、2 期対策として実施されてきました。平成 26 年度からは、農業農村の持つ多面的機能の維持発揮の確保や維持拡大に取り組む担い手農家の負担軽減などを目的として「多面的機能支払交付金」が創設され、平成 27 年度から法律に基づく制度となり、**交付金は市町村から交付される**ことになりました。

本県においては、平成 26 年度末で 63,827ha の農地で、868 の活動組織によって共同活動が実施され、今後もさらなる活動組織の増加が見込まれています。

2. 多面的機能支払でできること

○農地維持支払

農地法面の**草刈り**、水路の**泥上げ**、農道の路面維持など基礎的な共同活動を支援します。



耕作可能な状態への農地の保全管理



砂利の補充等による農道の保全管理



鳥獣害防止柵の設置

○資源向上支払

水路、農道等の**施設の補修や更新**、**植栽**やビオトープづくりなどの共同活動を支援します。



漏水箇所の目地補修等による水路の保全管理



土水路をコンクリート水路へ

3. 基本交付単価 (国が1/2、県・市町村が1/2を負担)

(単位：円/10a)

	① 農地維持支払	② 資源向上支払 (共同活動) ※1、※2	③ 資源向上支払 (長寿命化) ※3
田	3,000	2,400	4,400
畑 (樹園地)	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

※1：農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用されます。

※2：②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組む必要があります。

※3：長寿命化とは、水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新のことです。

※4：①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、農地・水保全管理支払と同様75%になり、田の場合、合計で9,200円/10a、畑の場合5,080円/10a、草地の場合850円/10aとなります。

※5：畑には樹園地を含みます。

4. 水土里ネットいわての取り組み

水土里ネットいわてでは地域協議会と一体となり以下の内容について支援しています。

○現地指導専門員を活用下さい！

本会では9名の職員体制としており、このうち『岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会』からの要請を受け、農地・水・専門員1名と現地指導専門員3名の合わせて4名が現地指導を行っております。

現地指導専門員は、活動組織に対して経理等の事務指導や施設補修に係る技術指導を無料で実施しますので、御活用下さい。

<現地指導専門員が支援する具体的な内容>

1. 活動組織の広域化への助言、保全組織の運営指導

・事務運営の助言、研修会の講師 等

2. 施設の補修・更新に関すること

・補修工法の選定の方法や水路断面決定の方法について 等

3. 工事の実施方法について

・工事を外注するときの契約方法や自力施工する場合の進め方と留意点について 等

4. 工事の施工管理と出来形管理

・施工管理方法や効率的な出来形管理方法について 等

5. 経理や関係書類作成の事務指導

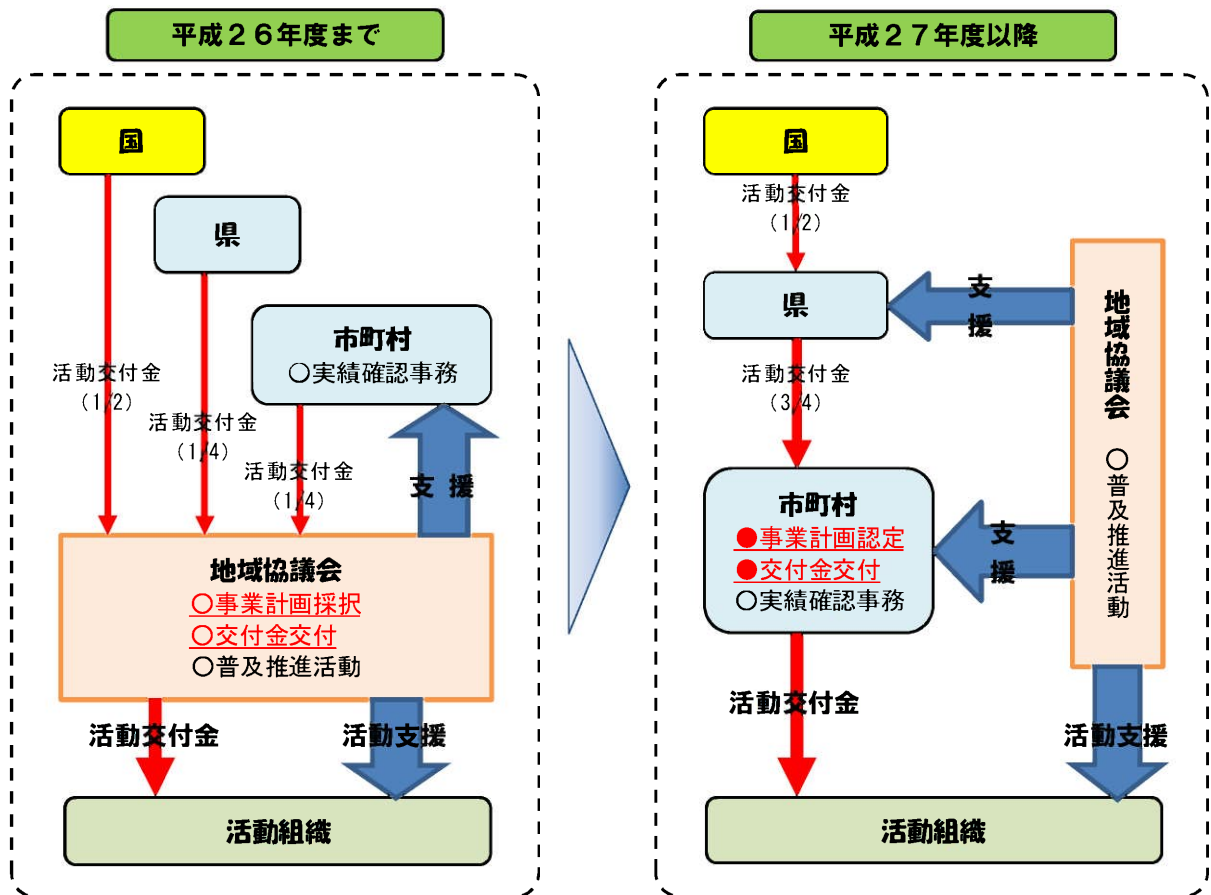
・金銭出納簿や活動記録、実績報告書や交付申請の作成方法、記録写真の撮り方 等

○活動組織から提出された事業計画の審査を従前どおり行います。

○活動組織に対する制度説明会や研修会等を開催します。

注：地域協議会は6月から『岩手県多面的機能支払推進協議会』に名称変更となります。

5. 多面的機能支払における地域協議会の位置付け



- ・これまで地域協議会が行ってきた、「事業計画採択」「交付金交付」事務は、市町村へ。
- ・今後は、交付・申請に関して市町村が担う事業計画認定や実績確認事務に対し「事業計画の審査」や「実施状況報告書の確認」を地域協議会が実施。
- ・制度説明会開催、活動組織への指導・助言や手引き・広報資料の作成などの「普及推進活動」については引き続き実施。
- ・交付金の実施に必要となる市町村データのとりまとめなど、国・県が行う各種調査への支援。



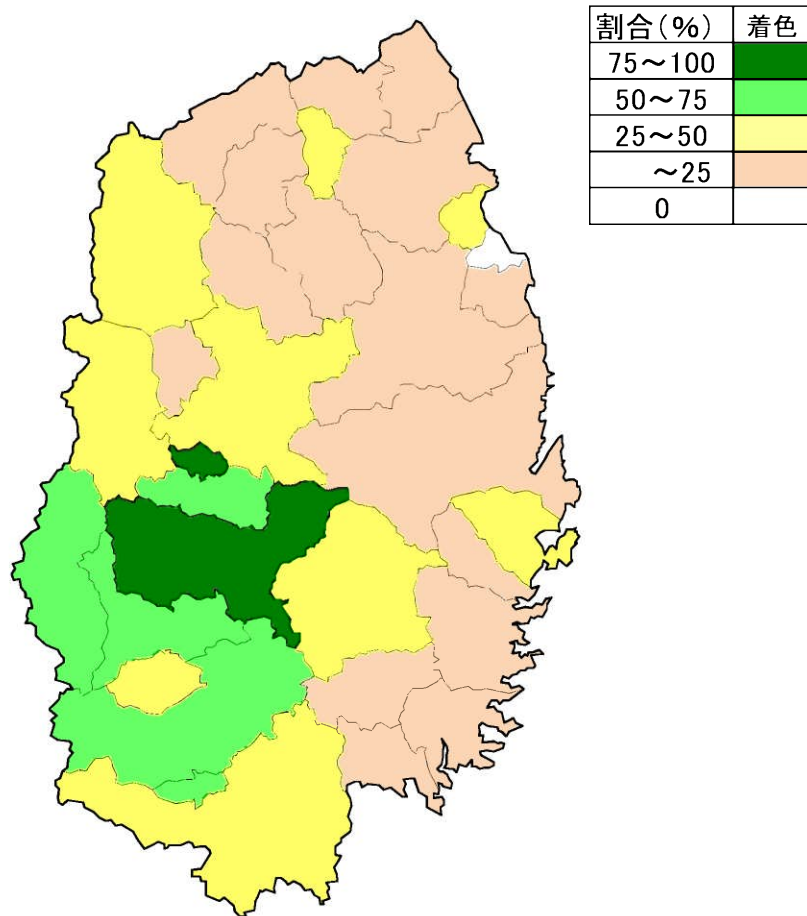
【現地指導員による関係書類の作成指導・助言】



【用水路施工の現地指導】

6 多面的機能支払 取組面積、カバー率 (平成26年度)

【市町村別農振農用地カバー率】



【農地維持支払の広域振興局管内別実績】

広域振興局	H26取組面積 (ha)			H26カバー率		
	田	畑・草地		田	畑・草地	
盛岡	16,173	13,819	2,353	38%	62%	11%
県南	44,078	41,765	2,314	55%	72%	11%
沿岸	681	634	48	4%	21%	0%
県北	2,895	1,899	995	14%	35%	6%
計	63,827	58,117	5,710	40%	65%	8%

多面的機能支払交付金について、お気軽に御相談ください。

【資源保全推進室：TEL 019-631-3207】

(5) 換地・確定測量について

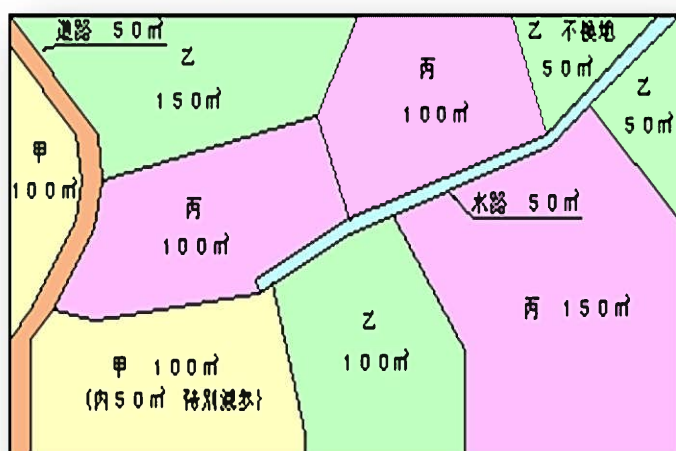
換地業務をトータルでサポートします。

ほ場整備事業の実施にあたって必要な換地業務について、換地システムや図面作成システムにより権利調査から換地処分・換地処分登記までの換地情報を一元的に管理し、効率的で適切な成果品を作成します。

1. 事業着手前は？

登記情報や農家台帳などを基に従前図や従前地各人別名寄帳（個人毎の土地所有状況を表したもの）の作成がスタートです！

従前図



従前地各人別名寄帳

住所	〇〇町大字〇〇		氏名	甲 一郎	
市町村	大字	地番	用途	面積	所有者
〇〇町	〇〇	1	田	100	甲 一郎
〇〇町	〇〇	2	田	100	甲 一郎
計				200	

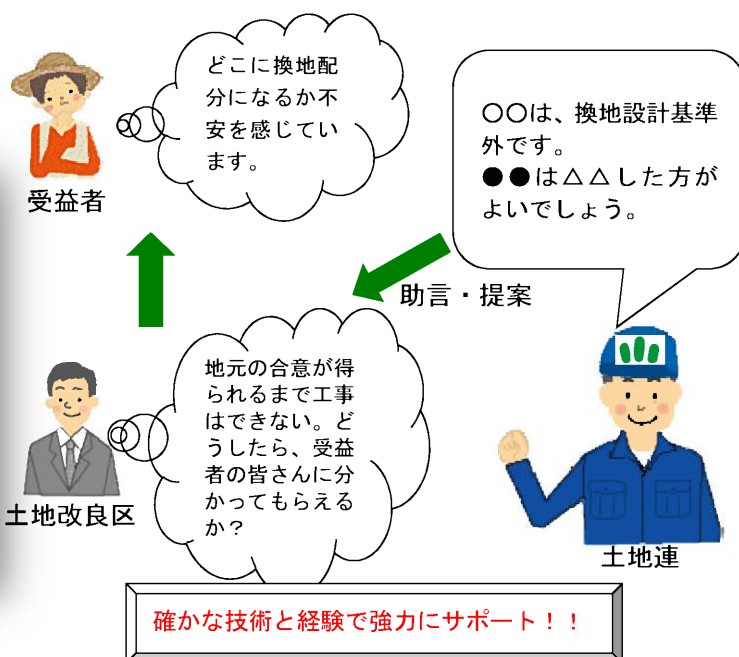
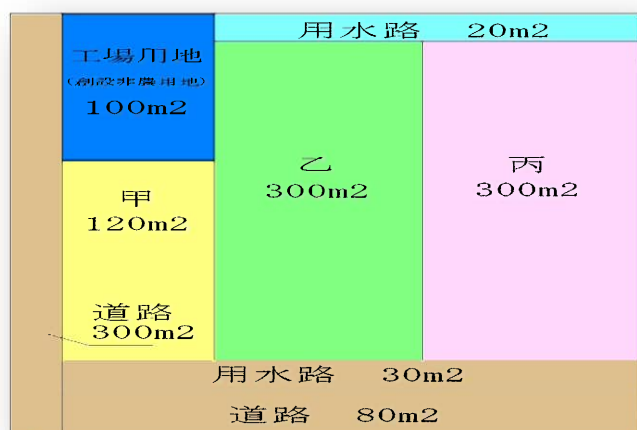


※ 農山漁村活性化プロジェクト交付金による国の補助（一般 50%・中山間 55%）を活用して、経営体育成促進換地等調整事業（一定地域の土地調整）等を行うことができます。

2. 事業着手した時は？

本会の経験豊富な土地改良換地士が、換地配分のルール（換地設計基準）に基づき換地計画原案作成のサポートをします。

換地計画原案図



3. 事業終盤には？

人工衛星を利用する GNSS（GPS）測量機器や、トータルステーションを使用した精度の高い効率的な測量により国土調査と同等の測量を行います。

3・4級基準点測量に使用する GNSS 測量機器



トータルステーションを使用した細部測量



☆確定測量のほか、一定地域の外周測量、分筆測量なども行っています。

4. 事業完了時には？

土地改良換地士が、複雑な土地の評価・価額の設定の仕方・清算の方法や換地処分登記までサポートします。

各筆換地等明細書

住所		氏名														
〇〇町大字〇〇		甲 一 郎														
従前の土地						換地基準額	換地基準面積	換 地					清算金		記事	
大字	地番	用途	面積	等位	価額			大字	地番	用途	面積	等位	価額	徴収		支払
〇〇	1	田	100	4	100											
〇〇	2	田	100	4	100			〇〇	100	田	120	1	220			
計			200		200	230	130				120		220		10	



☆分筆登記・相続登記・名義人表示変更更正登記を行い登記する筆や所有者を定めます。



換地・確定測量について、お気軽に御相談ください。

【換地課 TEL019-631-3206】

(6) 水土里情報システムについて

「水土里情報システム」を活用しての業務の効率化をサポートします。

水土里情報システムは、土地改良施設の管理をはじめ、農業関連業務の効率化を目的として、整備された地図情報システム（クラウド）です。

このシステムは、航空写真や公図のほか、地形図や農業農村整備事業の履歴など、様々な地図を重ねて図面を作成できます。

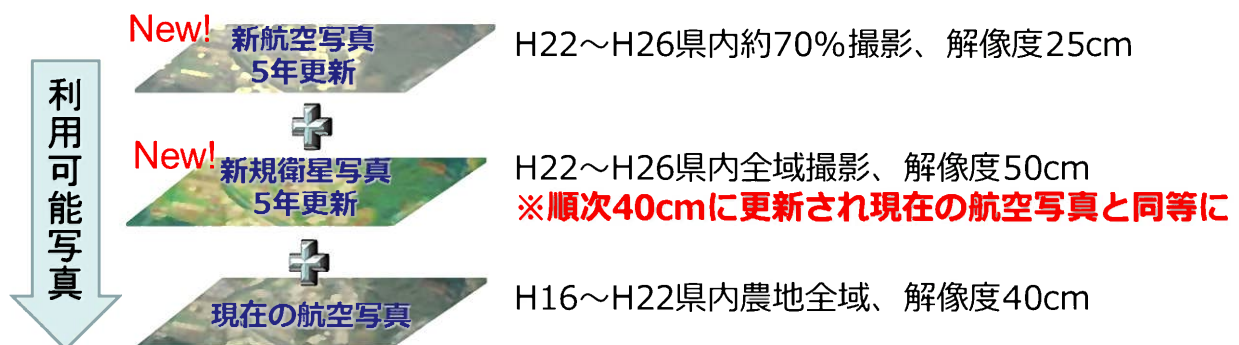
平成27年3月にシステムをフルモデルチェンジし、処理速度を大幅に向上させ、操作・入力作業が容易になりました。また、航空写真の更新とともに、衛星写真の利用が可能となりました。

- 1) 処理速度が格段に向上
- 2) 入力が簡単
- 3) 衛星・航空写真が利用可能



定期的に更新される衛星・航空写真を基に図面作成が可能に！

提供内容



16種類の地図を組合せた図面作成が可能に！

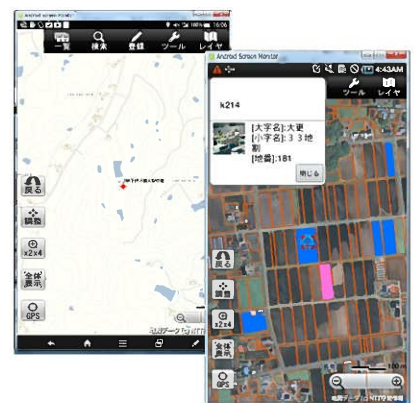
区分	NO	水土里情報レイヤ名	内容	備考
基盤情報	1	農地筆図	公図データ	属性: 大字、小字、地番、面積、地目
	2	耕区図	航空写真を基に水田等を入力	属性: 大字、小字、地番、面積、地目、計測面積
	3	市町村界	市町村界	
	4	土地改良区域	土地改良区の区域図	属性: 改良区名、理事長名、住所等
	5	図郭2500	全国標準の図郭	属性: 図郭番号
	6	背景レイヤ	電子地図 (1/2,500~5,000 住宅地図)	レイヤの種類: 等高線、鉄道、道路、建物、水域、字、住所等
	7	数値地図25,000	地形図1/25,000	
	8	航空写真図 (オルソ画像)	1/2,500の航空写真	
	9	震災後オルソ	震災後の航空写真	
事業実施情報	10	ほ場整備実績図 (NN実績図 ほ場整備)	ほ場整備の事業情報1/25,000 (S26~H25の実施地区)	属性: 地区名、事業名、着工年度、竣工年度、受益、事業費、区画形状
	11	水路実績図 (NN実績図 用排水路)	用排水路の事業情報1/25,000 (S29~H25の実施地区)	属性: 地区名、水路名、事業名、着工年度、竣工年度、用排水区分、構造、受益、事業費、延長
	12	事業実績データベース (事業実績DB)	県営事業で造成された区画、水路、道路などの 詳細図1/2,500	1)ほ場整備(区画、水路、道路) 10地区 2)畑総、排特等(水路、道路) 9地区
	13	水利施設水路	各地区の事業実績書から入力 (かん排・排特50地区、ほ場整備112地区)	施設名、延長、構造、用排水区分、地区名
	14	農地・水・環境保全 活動組織区域	活動組織の区域	市町村名、活動組織名
各種指定情報	15	農振区域	農業振興地域	
	16	地域振興立法区域	地域指定 旧市町村界 字界	属性: 地域振興立法、旧市町村、字名、地域指定等

効率的な現地調査を実現する2種類のタブレットが利用可能に！

農地・水 Pad システム



水土里 E g g システム



多面的機能支払の、市町村が行う現地確認において「内容+写真+場所」を一連で記録して「帳票を自動作成」ができます。

転作確認や災害調査など各種現地調査に活用できる汎用システムです。

活用事例 その1

地域の話し合いに有効な農地利用図を作成【市町村】

1) 内容

農地基本台帳や営農意向調査、営農計画書の情報を入力し地域農業マスタープラン(人・農地プラン)の農地利用図を作成

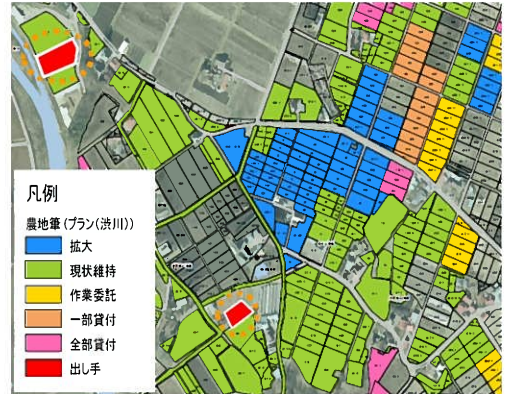
2) 効果・メリット

耕作者や営農意向、作付など数種類の図面を簡単に作成できるほか、修正も可能

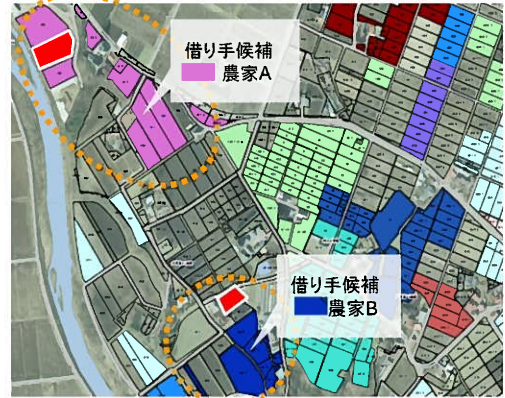
図面を基に集落の状況を理解していただきながらプランの見直しや農地の貸し借り等の話し合いを進めている



営農意向で色分け



経営農地で色分け



活用事例 その2

農業水利施設・受益地の一元管理に向けた取組【土地改良区】

1) 内容

水土里情報システムに入力されている情報を利用して土地改良区管内の農業水利施設や受益地の一元管理に活用する計画

水土里情報システム(航空写真+パイプライン)



2) 効果・メリット

航空写真でパイプラインの埋設場所や組合員の農地を確認

活用事例 その3

タブレットを活用した現地調査(ため池の現地確認)

1)内容

ため池一斉点検において、50箇所の点検に、これまでは50枚の紙図面を準備して現地調査を行っていた。また、ため池が多く存在する地域では、ため池の特定が困難であった。

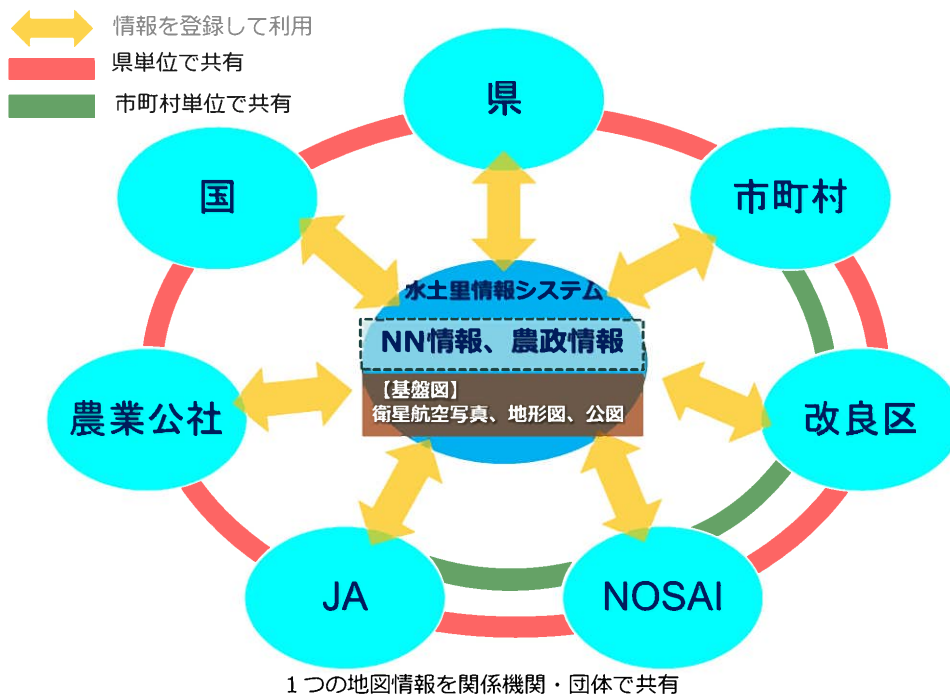
2)メリット

紙図面を事前準備する必要がないこと、またタブレットのGPS機能によって現在地を確認することができ、ため池までのルートや位置を特定することが可能となった。



タブレットの通信機能で2種類の背景図を利用

水土里情報システム(クラウド)の特徴!



1つの地図情報を関係機関・団体で共有

水土里情報システムについて、お気軽に御相談ください。

【水土里情報推進室：TEL 019-631-3207】

(7) 農業集落排水事業について

交付金を活用した農業集落排水施設の長寿命化をサポートします。

岩手県内では、昭和 58 年度の室岡地区をはじめ、22 市町村で 108 箇所の農業集落排水施設が整備されています。古いものでは、整備後およそ 30 年が経過しており、施設の劣化が致命的な状態になる前に対策が必要です。



蓋の劣化



マンホールコンクリートの劣化



水槽内コンクリートの劣化



ポンプの劣化

1. 維持管理費の低減や平準化は？

施設の現状を把握し、適時・適切な修繕と更新が必要となります。特に複数の処理区を抱えている市町村にあっては、ライフサイクルコストを低減させると共に更新や維持管理に要する経費の平準化を図ることが重要となります。

2. 国庫事業の活用は？

農山漁村地域整備交付金を活用して、次のようなことが出来ます。

農業集落排水事業(機能診断調査及び構想計画策定)

※農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙 10-1 第 2 の 2 の (3)

< 県内では 11 市町村が実施しています >

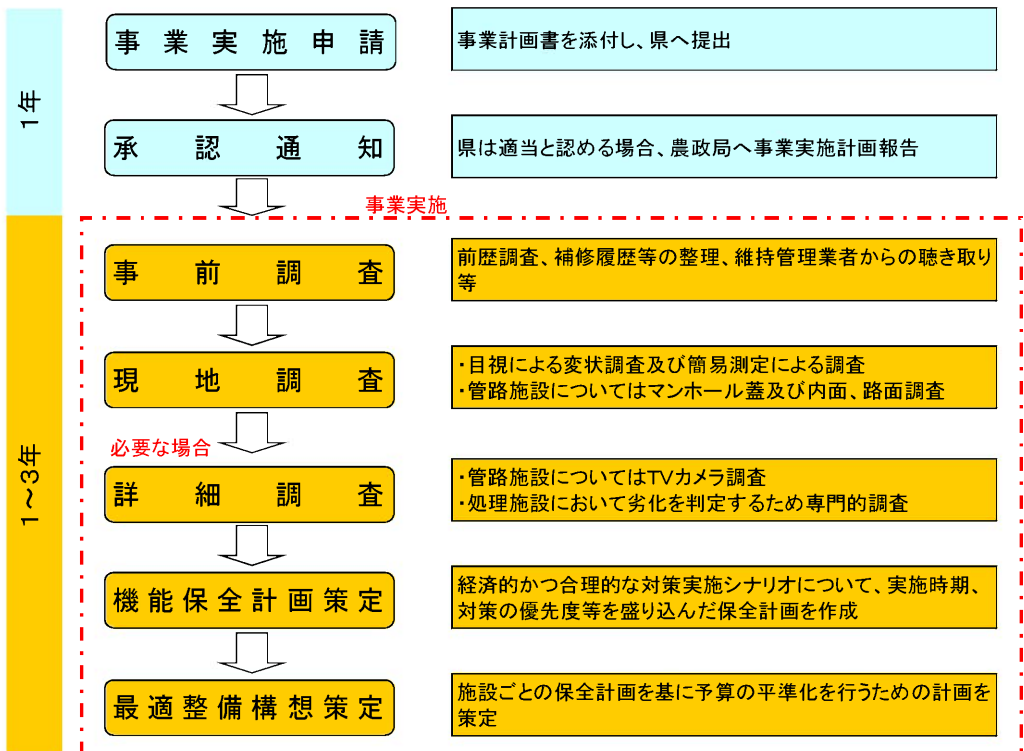
施設の現状を把握するための機能診断調査及びその結果に基づき必要な対策方法等を定めた構想計画(最適整備構想)を作成する。

機能診断調査及び構想計画策定に掛かる費用は交付金の活用により負担が掛かりません！(国庫 100%：機能診断調査は 1 地区 200 万円、最適整備構想策定は 1 市町村 800 万円が上限となります。)

事業の内容

国の助成

実施フロー



農業集落排水事業（機能強化対策）

※農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙 10-1 第 2 の 2 の (1)

＜ 県内では 17 地区が実施しています ＞

事業の内容

改築に要する費用が 200 万円以上で、次のいずれかの要件を満足している農業集落排水施設（管路施設、汚水処理施設）の増改築及び老朽化した施設の機能回復を図る事業です。

＜要件＞

- ①維持管理が適切に行なわれている施設であって、原則として供用開始後 7 年以上経過していること。
- ②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他既存の施設を取巻く条件、または環境の変化が認められること。

実施フロー



機能強化対策ではこんな要望にも対応いたします！！

- ①複数施設（処理場、中継ポンプ）の維持管理費を安くかつ一括監視したい。
- ②処理場や中継ポンプ場のポンプを高効率型に変えて維持管理費の低減を図りたい。
- ③処理場の水槽部コンクリートが劣化しているため対策を講じたい。
- ④処理水質をもっと良くしたい。（既存施設を改造して処理性能を高める）
- ⑤処理場周辺の臭気対策を図りたい。（脱臭装置を設置する）
- ⑥地区内の人口増加により処理場の容量を増やしたい。（大型浄化槽の増設など）
- ⑦地区内の人口増加により管路の増設や中継ポンプ場の能力を上げたい。

農業集落排水事業について、お気軽に御相談下さい。

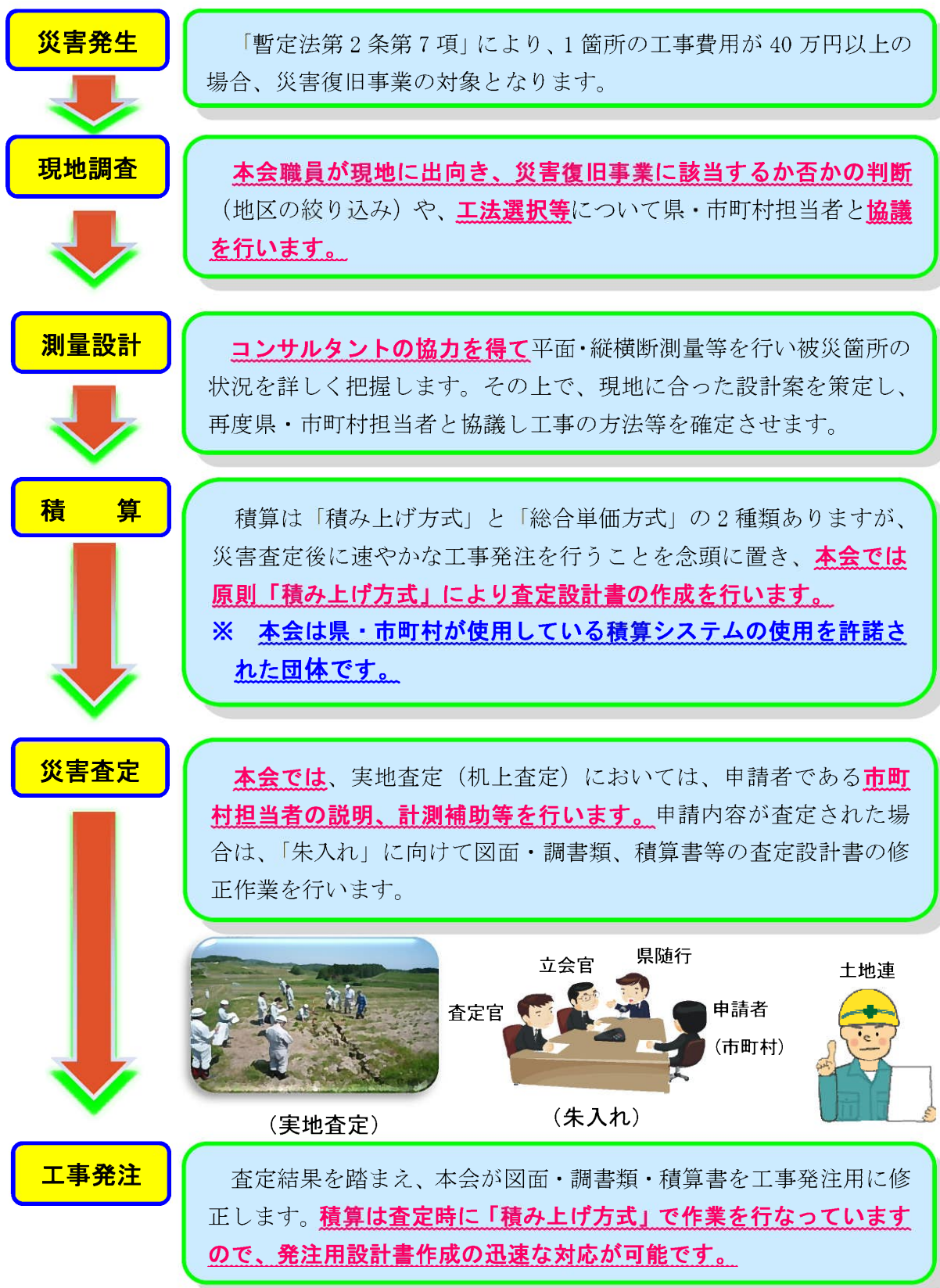
【 環境整備課 : TEL 019-631-3204 】

(8) 災害査定業務について

災害発生時には、土地連が強力にサポートします。

平成 25 年に発生した県南部 7 月豪雨、県央部 8 月豪雨、県北部台風 18 号災害にあつては、延べ 15 市町村 1 改良区から業務を受託し、約 600 件の災害査定申請を行いました。

1. 災害発生時から災害査定、工事発注までの流れは？



2. 災害の委託額は？

委託額の算定基準は、委託額を適正・迅速に算定することを目的に、「**岩手県農村防災・災害対応支援連絡会（以下、「連絡会」という）**」^(※1)で制定しています。

本会で災害復旧事業を受託する場合、連絡会基準に基づき委託額を算定し、申請市町村と協議させていただいております。



【委託額基準による計算例（平成26年度制定基準）】

i) 災害査定設計（被災調査から査定まで）

申請額 3,000 千円の例

$$\text{委託料率} = (-1.13163 \times 3,000 \text{ 千円} / 1,000) + 26.5 = 23.11\%$$

$$\text{委託料} = 3,000 \text{ 千円} \times 23.11\% = 693 \text{ 千円（最低委託額を 100 千円とします）}$$

ii) 工事発注をするための設計書組み換え（当初・変更設計書作成の場合）

申請額 3,000 千円の例

$$\text{委託料率} = [(-0.01325 \times 3,000 \text{ 千円} / 1,000) + 4.03] \times 0.9 = 3.59\%$$

$$\text{委託料} = 3,000 \text{ 千円} \times 3.59\% = 107 \text{ 千円}$$

(※1) 「連絡会」は、市町村等が行う農業用施設の防災・減災に向けた維持管理活動、並びに農地及び農業用施設の迅速かつ的確な災害復旧事業の推進について、連絡調整を図ることを目的に設立されています。

連絡会の構成員は、岩手県（農林水産部農村建設課）、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地改良設計協会（会員 37 社）の 3 者であり、災害時、特にも **大規模災害発生時には連絡会構成員が一体となって市町村のサポートをいたします。**

(※2) 本委託基準は平成 26 年 6 月 30 日付で改定されたもので、平成 27 年度途中で基準が改定された場合は、新たな基準を適用します。

3. 本会の災害対応状況



災害実地査定の説明・計測補助



査定に伴う現地での修正作業

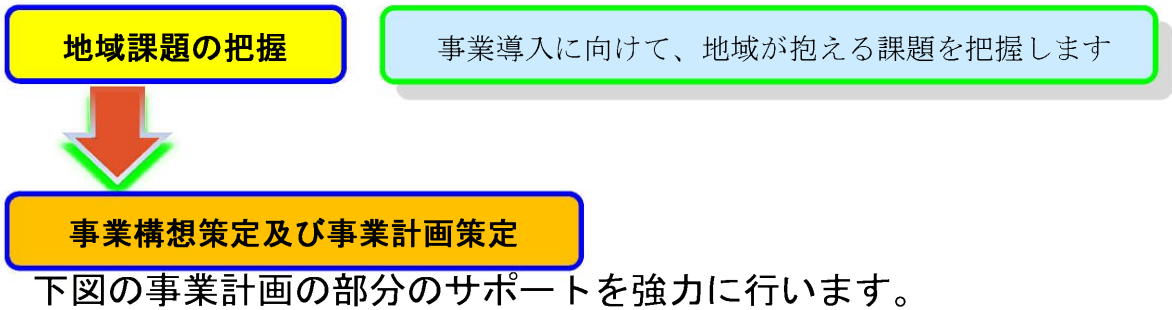
災害発生時には、土地連に御一報ください。

【 農村振興部：TEL 019-631-3203 】

(9) ほ場整備事業調査計画業務について

地域の要望に応え、ほ場整備事業導入に向けた調査計画をサポートします。

ほ場整備事業調査計画の流れは？



	営農計画	事業計画
調査採択前年	基本構想の策定 担い手の形態、候補者の選定 整備区域、工種、採択要件、概算事業費 地方計画検討委員会 (承認) → 調査地区の選定 → 調査同意 (90%以上)	
調査採択年度	(1) 営農推進組織の整備 (2) 営農計画骨子の検討 ① 営農意向調査 ② 将来営農の方向性の検討	(1) 調査推進組織の整備 (2) 事業計画骨子の検討 ① 現況把握調査 ② 事業計画素案作成 ③ 協議関係の抽出
調査2年目	(3) 営農計画検討 ① 作付体系計画 ② 農業機械利用計画 ③ 生産組織計画 ④ 農地集積計画	(3) 事業計画の検討 ① 区画計画 ② 用水・排水・道路計画 ③ 環境配慮計画 ④ 効果算定アンケート ⑤ 概算数量・事業費算定 ⑥ 効果算定
調査最終年度	事業計画書のとりまとめ 事業ヒアリング、法手続き、新規採択申請へ 事業仮同意 (95%以上)	

農地中間管理事業との関わり

県では、国が進める農地集積率 80%の目標達成に向けては、農地中間管理事業とほ場整備事業などの農地整備事業との連携が効果的であることから、今後更に連携を強化し、農地の集積・集約化の促進を図っていくこととしております。

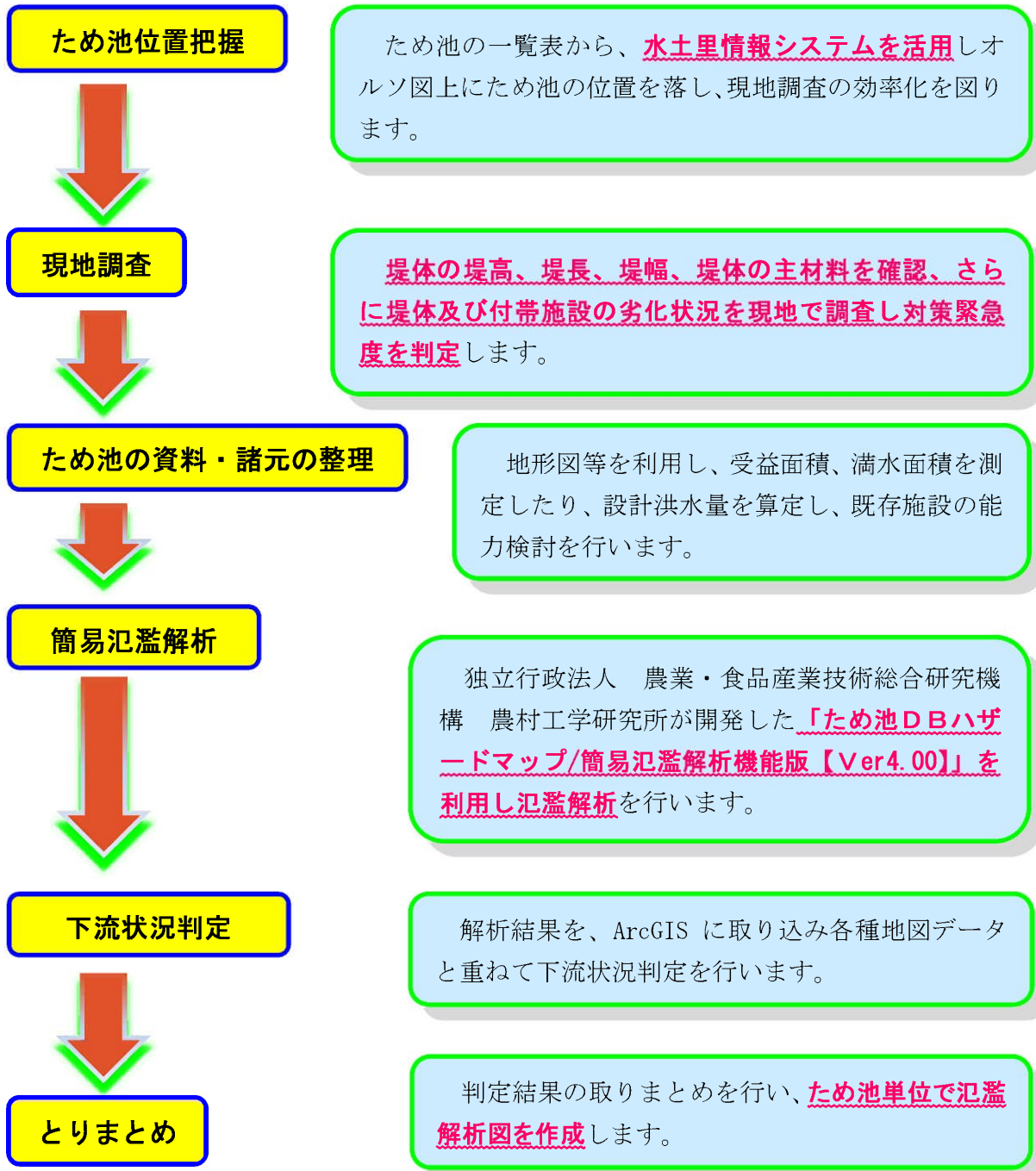
本会では、ほ場整備事業の計画策定などを通じ、農地中間管理事業の推進を支援して参ります。

(10)ため池調査・氾濫解析業務について

ため池調査・氾濫解析業務を、土地連が強力にサポートします。

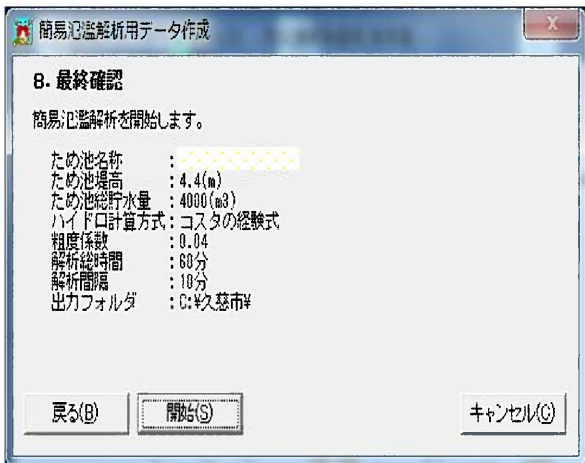
平成26年度、本会では、約1,000箇所のため池調査・氾濫解析を行っています。

1. ため池調査から氾濫解析業務の流れは？

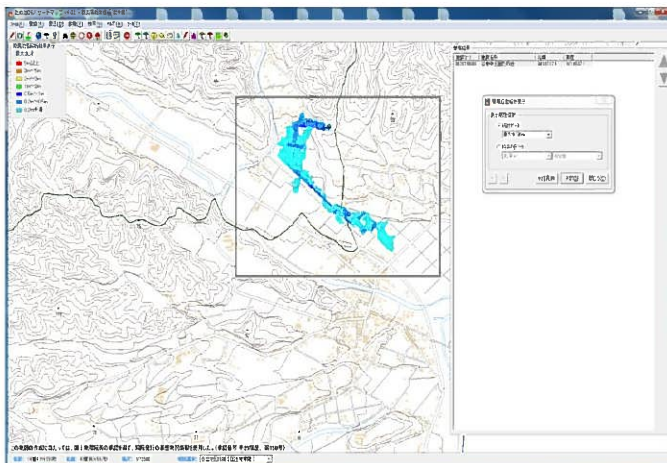


これらのデータを基にして、大雨や地震などによる大規模災害によってため池が決壊した場合に、迅速かつ安全に避難する際の参考資料となる「ため池ハザードマップ」の作成をサポートします。

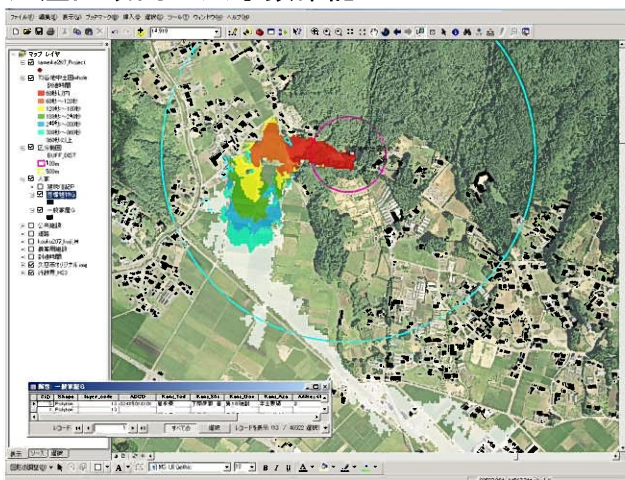
解析条件 『解析処理前の確認画面』



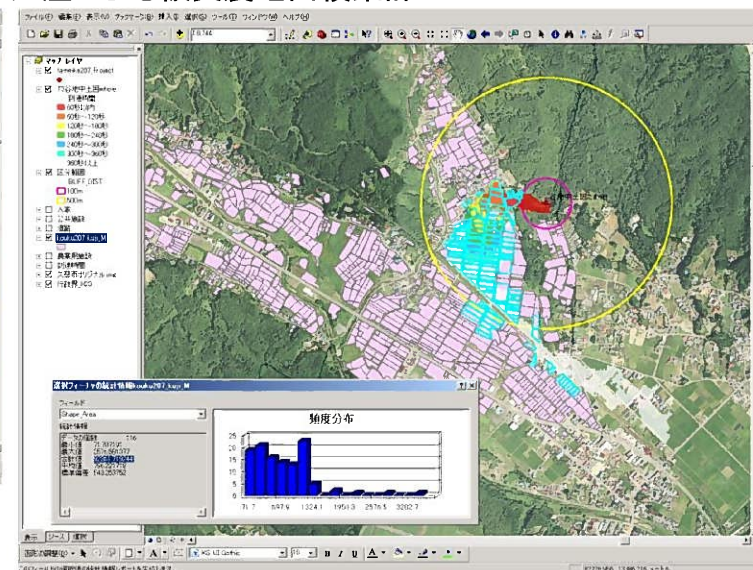
解析画面 『統計データの最大水深で表示』



氾濫区域内の人数確認



氾濫による被災農地面積集計



氾濫解析に使用する各種地図データ

NO	地図名	用途	元データ
1	航空写真	ため池位置確認・背景図	水土里情報
2	数値地図25000	ため池位置確認・背景図	水土里情報
3	公図	ため池位置確認	水土里情報
4	標高5m+10m	氾濫解析 標高	国土基盤情報
5	地形図	氾濫解析 地形図	基盤地図情報
6	一般家屋・目標建物	下流判定 人家	水土里情報
7	公共施設	下流判定 公共施設	国土数値情報
8	下水道関連施設	下流判定 公共施設	国土数値情報
9	道路	下流判定 国道等	国土数値情報
10	河川	下流判定 河川	国土数値情報
11	耕区図	下流判定 農地	水土里情報
12	頭首工	下流判定 農業用施設	水土里情報
13	揚水機	下流判定 農業用施設	水土里情報
14	水路	下流判定 農業用施設	水土里情報
15	流通施設	下流判定 農業用施設	日本水土図鑑

ハザードマップの作成について、お気軽に御相談ください。

【 農村整備課 TEL 019-631-3203 】

業務登録及び資格取得状況

土地改良事業団体連合会の職員は会員の信頼の確保と品質の満足度の向上を図るため、必要な資格を取得し、会として法的な各種業務登録を受け、発注者である会員の支援に努めています。

●業務登録の状況

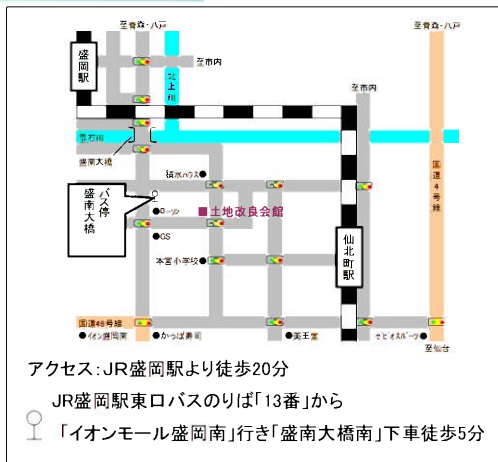
●農業農村整備事業「発注者支援機関」の認定 [東北農政局品質確保協議会認定]	第1102号	H23. 4. 1
●測量業者登録 [国土交通省登録]	第(1)-33101号	H23. 4. 1
●建設コンサルタント登録 [東北地方整備局登録]	農業土木部門 建23第9698号	H23. 4. 1
●浄化槽保守点検業者登録 [岩手県知事登録]	岩手県25(登)県第7号	H25. 6. 26
●一級建築士事務所 [岩手県知事登録]	第(い)(1709)1539号	H24. 9. 17

●資格取得者の状況

H27. 4月現在

区分	資格の名称	資格者数	区分	資格の名称	資格者数	区分	資格の名称	資格者数		
測量・設計・換地関係	技術士	7人	測量・設計・換地関係	発注者支援技術者 (審査・検査・設計・積算・監督)	18人	情報関係	第2種情報処理技術者	1人		
	技術士補	14人			発注者支援技術者 (審査・積算・監督)		8人	農業農村地理情報システム技士	2人	
	測量士	13人		施工管理関係		VEリーダ	31人	集落排水関係	集落排水計画設計士	4人
	測量士補	15人			1級建築施工管理技士		1人		臭気判定士	1人
	1級建築士	1人			1級土木施工管理技士		20人		浄化槽管理士	15人
	2級建築士	2人			2級土木施工管理技士	3人	浄化槽設備士		11人	
	畑地かんがい技士	2人	第2種電気工事士		5人	浄化槽技術管理者	14人			
	畑地かんがい技士補	1人	電気関係	第3種電気主任技術者	2人	第2種酸素欠乏主任技術者	14人			
	土地改良換地士	6人		ダム管理主任技術者	2人	環境計量士(濃度関係)	1人			
	農業土木技術管理士	14人		農業水利施設機能総合診断士	3人	資格者述べ 281人				
	土地改良専門技術者	8人	コンクリート診断士	2人						
	農村災害復旧専門技術者	33人	維持管理関係							
	土地改良補償業務管理者	7人								

所在地



〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目10番1号
TEL(019)631-3200/FAX(019)631-3260

『水土里ネット』とは？

土地改良区、土地改良事業団体連合会の愛称です。

- 水**：農業用水、地域用水などを表します。
- 土**：土地、農地、土壌などを表します。
- 里**：農村空間、農家や地域住民が一体となった生活空間などを表します。

みどり

『水土里』豊かな自然環境、美しい景観、地域コミュニティを将来に向けて守っていく土地改良区の役割と姿を表現しています。

ホームページ

アドレス

<http://www.iwatochi.com/>

岩手土地連

検索